2025年4月21日

各位

会社名　日清紡ホールディングス株式会社
代表者名　取締役社長　石井　靖二
（コード番号3105 東証プライム市場）
問合せ先　取締役常務執行役員　塚谷　修示
（TEL 03-5695-8833）

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日付の当社取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．発行の概要

（１）	払込期日	2025年5月20日
（２）	発行する株式の種類および数	当社普通株式　82,665株
（３）	発行価額	1株につき822.9円
（４）	発行価額の総額	68,025,028円
（５）	割当予定先	当社の取締役（社外取締役を除く。）　4名　15,185株 当社の執行役員および使用人　50名　44,200株 当社子会社の執行役員　24名　23,280株

２．発行の目的および理由

当社は、2018年5月25日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2018年6月28日開催の当社第175回定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額4,000万円以内として設定すること、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は50,000株を上限とすることおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日付の当社取締役会決議により、割当予定先である当社の取締役（社外取締役を除く。）4名ならびに執行役員および使用人50名ならびに当社子会社の執行役員24名（以下、「割当対象者」という。）に対し、当社の取締役（社外取締役を除く。）については、当社第182回定時株主総会から2026年3月開催予定の当社第183回定時株主総会までの期間、当社の執行役員および使用人については、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間、当社子会社の執行役員については、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として当社または当社子会社から支給された金

銭報酬債権および金銭債権の合計 68,025,028 円を、割当対象者が当該金銭報酬債権または金銭債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 82,665 株を割り当てることを決定いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権または金銭債権の額は、当社または当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定されております。また、当該金銭報酬債権または金銭債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

３．割当契約の概要

①　譲渡制限期間

2025 年 5 月 20 日～2028 年 5 月 20 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

②　譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する各社の定時株主総会の開催日の前日まで（当社の執行役員および使用人ならびに当社子会社の執行役員については 2026 年 3 月 31 日の前日まで）に当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了、定年等）がある場合または死亡の場合を除き、本割当株式を、当該退任または退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③　譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する各社の定時株主総会の開催日まで（当社の執行役員および使用人ならびに当社子会社の執行役員については 2026 年 3 月 31 日まで）継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了、定年等）または死亡により、本譲渡制限期間が満了する前に当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、2025 年 4 月から割当対象者が当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任もしくは退職の直後の時点または本給付期日の属する事業年度に係る当社の半期報告書の提出日の翌日の到来の直後の時点のいずれか遅い時点）をもって、これに係る譲渡制

限を解除するものとし、譲渡制限の解除の対象とならない本割当株式につき、退任もしくは退職した時点または本給付期日の属する事業年度に係る当社の半期報告書の提出日の翌日の到来の直後の時点のいずれか遅い時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

④　株式の管理に関する定め

割当対象者は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤　組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2025年4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

これらの場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

４．払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年4月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である822.9円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上